

本書の次頁以降に参考で「利用権設定等申出書」及び「履歴事項全部証明書」が添付してあり、参照箇所に番号が振ってありますので参考にしてください。

様式

書類の提出日

農地等の利用状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

小田原市農業委員会会長 殿

利用権設定等申出書（①～③、⑥）及び履歴事項全部証明書（⑦～⑩）を参照。違う場合は修正をお願いします。

この提出書類作成の責任者で内容を熟知している者

主たる事務所の所在地
神奈川県小田原市〇〇 〇〇〇番地

名称(法人名)及び代表者氏名

〇〇〇法人〇〇〇〇〇〇

代表役職名(理事長等) 〇〇 〇〇 印

会社法人等番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇〇

連絡先 担当者名

電話

利用権設定等申出書(1各筆明細④)を参照。(終了日は存続期間後の始期の前日まで)

下記のとおり農地法第6条の2第1項の規定に基づき報告します。

〔事業年度：始期 令和5年8月1日、存続期間 3年(令和8年7月31日まで)〕

記

1. 報告に係る土地の所在等

所在		地目		面積(m ²)		経営作目			反収	備考
大字	地番	登記簿	現況	申出書	現在作付	申出書	現在	生産数量	(kg/10a)	
荻窪	300		田	1,000	1,000	水稻	水稻	400 kg	400	
荻窪	301		畑	1,500	1,500	梅	梅	1,050kg	700	
荻窪	302		畑	500	500	野菜	野菜	5,000 kg	10,000	

利用権設定等申出書(1各筆明細⑤)を参照。(所在は大字のみ、字は記入不要)

現在(提出年度)の状況の記入をお願いします。

2 農地等の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響

(例) 利用権設定等申出書の内容のとおり実施しているので、特に影響はありません。

3 地域の農業における、他の農業者との協力及び役割分担等の状況

(例) 近隣の農業者と協力して、農道及び水路の清掃及び草刈活動

4 業務執行役員又は重要な使用人の状況

(定款又は寄附行為の写しを添付)

氏名	役職名	耕作又は養畜の事業の年間従事日数
〇〇 〇〇	理事長	150 日

履歴事項証明書(4)を参照。
履歴事項証明書の「役員に関する事項」等に記載の者以外を記載する場合の
使用人は、その法人の使用人であつて、当該法人の行う耕作又は養畜の
事業に関する権限及び責任を有する者とする。
※農地法施行規則第 17 条参照

5 法人形態 (該当する法人に☑をお願いします。)

- | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 農事組合法人 | <input type="checkbox"/> 特例有限会社 | <input type="checkbox"/> 株式会社 | <input type="checkbox"/> 合名会社 |
| <input type="checkbox"/> 合資会社 | <input type="checkbox"/> 合同会社 | <input type="checkbox"/> NPO 法人 | <input type="checkbox"/> 医療法人 |
| <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 | <input type="checkbox"/> 社団法人 | <input type="checkbox"/> 財団法人 | <input type="checkbox"/> 協同組合 |
| <input type="checkbox"/> 企業組合 | <input type="checkbox"/> その他 | | |

本書届出者名、履歴事項証明書(2)を参照及び各法人の各種法令の規定に基づき☑をお願いします。

6 e-mail アドレス

〇〇〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇. 〇〇〇. 〇〇

7 その他参考となるべき事項

可能であれば記入をお願いします。

以上

参考1 「利用権設定等申出書」

〇〇年〇〇月〇〇日

小田原市長 様

利用権の設定を受ける者(借り手)

① 住 所 神奈川県小田原市〇〇 〇〇〇番地
フリガナ (〇〇〇〇〇〇ハウジン〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)
(リジチョウ 〇〇〇〇 〇〇〇〇)
氏 名 〇〇〇〇法人〇〇〇〇〇〇〇〇
代表役職名(理事長等) 〇〇 〇〇 (印)
電 話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

利用権の設定をする者(貸し手)

住 所 神奈川県小田原市〇〇 〇〇〇番地
フリガナ (〇〇〇〇 〇〇〇〇)
氏 名 〇〇 〇〇 (印)
電 話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

利用権設定等申出書

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることができることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の農用地利用集積計画の作成に係る利用権設定について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4-1-(6)③の規定により、別添のとおり双方において合意できましたので申出ます。

※ 相続税の納税猶予を受けている方が利用権設定を行う場合、納税猶予の適用や免除事由等に関わる場合がありますので、あらかじめ最寄りの税務署にお問合せください。

- (3) 解約に当たっての相手方の同意
甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、あらかじめ市と協議した上、相手方の同意を得るものとする。
- (4) 転貸又は譲渡
乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
- (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕する事ができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- (6) 附属物の設置等
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、設置について甲の同意を得るとともに、市及び農業委員会に事前に相談を行う。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は当該附属物を収去する義務を負う。
イ アの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙は甲に対して償還の請求をすることができる。
- (7) 租税公課等の負担
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 乙は、目的物に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。
- (8) 目的物の返還
ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する(付属物の取り扱いについては(6)による。)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現在している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定したした額を、その費した金額又は増価額とする。
エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (9) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (10) 利用権取得者の責務
乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (11) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

整理番号	氏名又は名称 ⑥ ○○○法人○○○○○○○ 代表役職名(理事長等)○○○		性別	年齢	農作業従事日数	日				
利用権の設定等を受ける土地の面積 (㎡)	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (㎡)		利用権の設定等を受ける者の世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況		利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況		利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況			
	世帯員(構成員)	農業従事者 (うち15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量			
農地 3,000	農地 10,000	水稻 梅 野菜	男	2人	農業専従者	2人 (1人)	人 (日)	トラクター	1台	
採草放牧地	採草放牧地		女	2人	農業補助者	主として農業に従事する者		1人 (人)	コンバイン	2台
その他						従として農業に従事する者		人 (人)	噴霧器	3台

